

第4章 安全衛生管理規程における就業に当たっての措置



IV-1. 安全衛生教育の実施 (安衛法第59条)

安全衛生に関する知識及び技能を習得させ、労働災害防止に役立たせる。

(1) 雇入れ時教育、作業内容変更時教育(安衛則第35条)。

(2) 危険又は有害業務従事者に係る特別教育(安衛則第36条)。

(3) 職長教育、その他監督者安全衛生教育。



安全衛生教育の実施

事業所規模	安全衛生教育		
	実施	雇入れ時教育	していない
1,000人以上	92.8	(95.3)	7.2
500～999人	92.1	(94.6)	7.9
300～499人	93.8	(95.7)	6.2
100～299人	87.1	(93.2)	12.9
50～99人	74.6	(92.4)	0.1
30～49人	62.1	(92.9)	37.9
10～29人	51.4	(86.4)	48.6

2010年度労働安全衛生基本調査結果



安全衛生教育の実施

事業所規模	実施	安全衛生教育の実施内容(複数回答)							
		機械等	化学物質	腰痛	熱中症	メンタル	整理整頓	応急措置	交通事故
1,000人以上	92.8	53.1	45.3	44.5	45.9	69.0	62.2	58.6	49.7
500～999人	93.5	61.6	50.2	46.8	47.7	67.0	62.8	59.9	52.9
300～499人	91.7	58.4	39.9	43.9	56.4	62.3	67.1	59.5	51.5
100～299人	93.1	56.6	34.2	44.7	54.4	52.5	59.3	55.4	50.3
50～99人	91.1	50.1	24.9	40.1	50.6	48.7	57.0	50.3	48.6
30～49人	78.4	42.5	16.9	30.0	39.8	28.5	52.1	43.8	40.5
10～29人	70.7	37.8	16.8	23.6	34.7	22.0	47.5	35.4	34.0
廃棄物処理業	84.5	71.9	43.2	37.3	63.5	32.3	59.7	56.8	64.9

機械等:作業に用いる機械等による事故を防ぐための教育

化学物質:作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する教育

腰痛:腰痛のおそれのある作業に関する腰痛予防対策に関する教育

熱中症:熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する教育

メンタル:メンタルヘルスに関する教育

整理整頓:整理整頓に関する教育

応急措置:事故時における応急措置、退避に関する教育

交通事故:交通事故防止に関する教育

2018年度 労働安全衛生基本調査結果



(4) その他、安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育。

2 従業員は、会社の行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。



安全衛生教育の受講

事業所規模	安全衛生教育		
	受けた	役に立っている	
		大いに	少し
1,000人以上	88.8	(52.3)	(43.4)
500～999人	68.8	(43.3)	(48.0)
300～499人	74.2	(37.3)	(54.2)
100～299人	72.1	(43.6)	(49.5)
50～99人	64.8	(52.9)	(41.7)
30～49人	55.3	(47.5)	(48.3)
10～29人	48.1	(44.6)	(44.7)

平成22年度労働安全衛生基本調査結果



安全衛生教育の受講

年齢階級	安全衛生教育		
	受けた	役に立っている	
		大いに	少し
20歳未満	63.1	(13.3)	(45.8)
20～29歳	61.3	(43.6)	(46.2)
30～39歳	60.8	(43.2)	(48.8)
40～49歳	64.7	(43.2)	(51.4)
50～59歳	58.0	(55.8)	(38.3)
60歳以上	52.9	(59.9)	(38.7)

平成22年度労働安全衛生基本調査結果



事業所規模	活動参加	安全衛生教育の実施内容(複数回答)					
		安全衛生委員会	4S活動	避難訓練	災害防止	作業安全	非常時
1,000人以上	100.0	99.9	76.0	90.6	62.2	61.4	76.1
500～999人	99.7	98.9	68.5	85.4	56.0	54.7	64.7
300～499人	99.8	97.3	65.8	81.8	48.4	52.3	64.5
100～299人	98.2	94.1	64.3	69.7	45.4	45.9	55.8
50～99人	93.4	77.4	57.2	59.5	33.8	34.3	45.1
30～49人	82.7	33.3	49.3	40.9	32.1	27.9	36.4
10～29人	71.2	21.3	42.5	31.8	28.1	23.5	29.2
廃棄物処理業	78.4	30.4	46.7	42.0	47.2	47.7	45.5

安全衛生委員会:安全委員会及び衛生委員会を含む

4S活動:整理・整頓・清潔・清掃活動

避難訓練:災害発生時の避難訓練

災害防止:災害防止などを話し合うミーティング

作業安全:作業の安全に関するマニュアル類の作成

非常時:火災等非常時の対応・マニュアルの周知徹底



事業所規模	安全衛生教育の実施内容(複数回答)								
	危険予知	指差呼称	ヒヤリ・ハット	安全パトロール	リスクアセス	安全衛生講話	運動・健康活動	安全提案制度	その他
1,000人以上	55.3	43.4	68.5	62.5	62.0	40.5	51.6	36.2	34.3
500～999人	52.3	42.8	67.1	63.0	58.7	41.3	39.3	29.9	27.2
300～499人	52.9	41.7	63.0	55.1	53.4	40.4	36.6	29.8	27.2
100～299人	43.5	29.8	55.6	46.3	40.1	38.1	23.5	20.7	22.3
50～99人	34.5	23.0	52.8	34.9	30.1	33.8	15.7	16.5	19.0
30～49人	24.6	17.2	41.9	25.8	21.0	29.0	10.1	9.1	10.7
10～29人	20.4	14.4	35.5	17.2	15.0	22.2	7.7	6.4	7.7
廃棄物処理業	44.6	41.9	56.1	37.6	32.1	53.2	10.7	24.2	19.1

危険予知:危険予知(KY)活動

指差呼称:指差し呼称活動

ヒヤリ・ハット:ヒヤリ・ハット事例の報告

安全パトロール:安全パトロールの実施

リスクアセスメント:リスクアセスメントの実施

安全衛生講話:朝・昼・終礼での安全衛生講話

運動・健康活動:社内の運動会や歩き推奨運動など健康に関する活動

2018年度 労働安全衛生基本調査結果



IV-2. 就業制限

(1) 特定の危険な業務。資格を有する者以外の就労を禁止。

(2) 女性労働者の重量物取り扱い作業、就業制限対象化学物質。

(3) 高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン。

(4) 病者の就業禁止。



(1) 就業制限業務の種類と必要な資格

* 労働安全衛生法施行令第20条並びに労働安全衛生規則第41条及び別表3
* その業務に従事するときは、免許証など資格を証する書面を携帯。

* 免許: 厚生労働大臣が指定する者(指定試験機関)が行う免許試験に合格すること等により取得。

* 技能講習: 都道府県労働局長が登録を行った登録教習機関が教習を実施



(2) 女性労働基準規則の改正

女性労働者の就業を禁止する業務

* 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」(規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での全ての業務。

* タンク内、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務



化学物質を取り扱う事業主の皆さまへ

女性労働基準規則の一部が改正されます [平成26年8月25日公布 11月1日施行]

改正のポイント

労働安全衛生法施行令等の一部改正により、妊娠や出産・授乳機能に影響のある26の化学物質(裏面参照)のうち、**スチレン**、**テトラクロロエチレン**(別名**パークロロエチレン**)、**トリクロロエチレン**が「有機溶剤中毒予防規則の措置対象物質」から「特定化学物質障害予防規則の措置対象物質」となります。

これにより、女性労働基準規則においてもこれらの3物質については、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により、第三管理区分に区分された屋内作業場における業務が就業禁止の対象となります。

女性労働基準規則において女性労働者の就業を禁止する業務

●労働安全衛生法に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分(下記参照)」となった屋内作業場で全ての業務

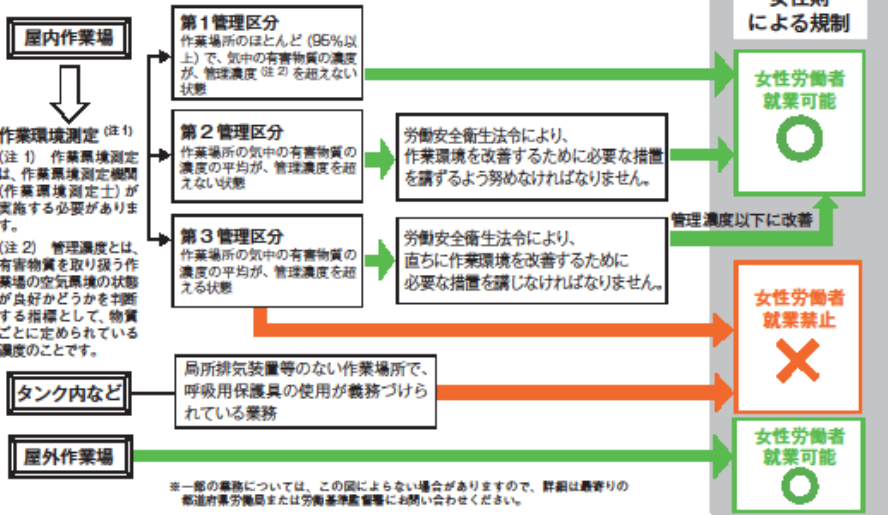


●タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの



労働安全衛生法と女性則の関係(概要)

労働安全衛生法による規制



改正女性則による就業制限対象物質と管理濃度

以下の26の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」の適用を受けます。

事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの		物質名	管理濃度
1	塩素化ビフェニル(PCB)		0.01 mg/m ³
2	アクリルアミド		0.1 mg/m ³
3	エチルベンゼン		20ppm
4	エチレンイミン		0.05ppm
5	エチレンオキシド		1ppm
6	カドミウム化合物		0.05 mg/m ³
7	クロム酸塩		0.05 mg/m ³
8	五酸化バナジウム		0.03 mg/m ³
9	水銀およびその無機化合物(酸化水銀を除く)		0.025 mg/m ³
10	塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)		0.1 mg/m ³
11	スチレン		20ppm
12	テトラクロロエチレン(パークロロエチレン)		50ppm
13	トリクロロエチレン		10ppm
14	砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)		0.003 mg/m ³
15	ペータープロピオラクトン		0.5ppm

鉛中毒予防規則の適用を受けるもの		物質名	管理濃度
16	ベンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩		0.5 mg/m ³
17	マンガン(注)マンガ化合物は対象となりません。		0.2 mg/m ³
18	鉛およびその化合物		0.05 mg/m ³

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの		物質名	管理濃度
19	エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルフ)		5ppm
20	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルファセテート)		5ppm
21	エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルフ)		0.1ppm
22	キシレン		50ppm
23	N、N-ジメチルホルムアミド		10ppm
24	トルエン		20ppm
25	二硫化炭素		1ppm
26	メタノール		200ppm

※1 平成26年11月1日からスチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが有機溶剤中毒予防規則の措置対象物質から特定化学物質障害予防規則の措置対象物質になります(赤枠)。なお、これらの物質については特別有機溶剤として、特別則において準用する有機則の規定の適用を受けます。

※2 カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体は対象となりません。

※3 上記3、11～13、19～26の物質を含む有機溶剤の混合物について、作業環境測定及び評価を行った結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務については、それぞれの物質の測定値が当該物質の管理濃度以下であっても、女性労働者を就労させてはいけません。

●改正条文、施行通達などは厚生労働省のホームページをご覧ください。

▶ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/h24-78.html

トップページ | 「分野別の政策」雇用・労働 | 雇用均等 | 労働者の方へ | 働く女性の母性管理について | 働く女性の母性健康増進、母性保護規定について

注意事項

1. 化学物質が発散する場所での女性労働者の就業禁止は、妊娠の有無、年齢などにかかわらず、全ての女性労働者が対象になります。
2. 女性労働者が就業可能な作業環境であるにもかかわらず、そこで仕事をさせないことは、女性の就業の場を必要以上に狭めることになります。事業主は、このようなことがないようにしなければなりません。

●お問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署まで

所在案内はこちら▶ <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/>

厚生省トップページ | 厚生労働省からのご案内 | 所在地案内



このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

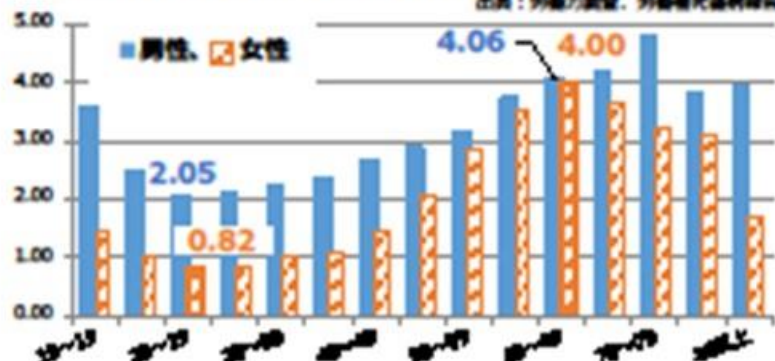
※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年齢層で相対的に高い。(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>

出典:労働力調査、労働者死傷疾病調査



高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

事業者求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)



(3) 高年齢労働者に対する労働災害防止対策の状況

事業所規模	高年齢労働者が従事している事業所	労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策に取り組んでいない
1,000人以上	98.2	90.3	9.3
500～999人	95.3	89.5	9.0
300～499人	98.4	89.9	9.4
100～299人	94.4	87.1	10.9
50～99人	94.5	85.2	12.0
30～49人	84.4	79.0	19.0
10～29人	69.9	75.4	22.5

2021年度 労働安全衛生調査(事業所)結果 

(4) 病者の就業禁止。

健康を害している労働者本人の悪化を防止すること、同僚労働者に被害が及ぶことを防止すること。

* 伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

* 事業者は、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。



第4期がん対策推進基本計画の骨子（案）

- 第3期基本計画における全体目標の3本柱（「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」）及び「これらを支える基盤の整備」については、引き続き重要な視点であり、維持する。
- 各分野の施策については、これまでの協議会における議論を踏まえ、以下のように構成を整理することとしてはどうか。

1. がん予防

- (1) がんの1次予防
- (2) がんの2次予防（がん検診）

2. がん医療

- (1) がん医療提供体制等
 - ①医療提供体制の均てん化・集約化について
 - ②各治療法について
 - ③チーム医療の推進について
 - ④がんのリハビリテーションについて
 - ⑤支持療法（緩和ケア）の推進について
 - ⑥妊孕性温存療法について
- (2) 希少がん及び難治性がん対策
- (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策

3. がんとの共生

- (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - ①緩和ケアの提供について
 - ②緩和ケア研修会について

3. がんとの共生（続き）

- (2) 相談支援及び情報提供
 - ①相談支援について
 - ②情報提供について
- (3) 社会連携に基づくがん対策
- (4) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - ①就労支援について
 - ②アピアランスケアについて
 - ③がん診断後の自殺対策について
 - ④その他の社会的な問題について
- (5) ライフステージに応じたがん対策
 - ①小児・AYA世代について
 - ②高齢者について

4. これらを支える基盤

- (1) がん研究の推進
- (2) 人材育成の強化
- (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- (4) がん登録の利活用の推進
- (5) 患者・市民参画の推進
- (6) デジタル化の推進



(4) 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の有無

事業所規模	両立できるような取組がある事業所	通院・体調等の状況に合わせた配慮	取組がない
1,000人以上	85.0	95.7	13.5
500～999人	74.6	94.8	23.7
300～499人	73.3	89.8	25.7
100～299人	65.3	89.0	33.6
50～99人	44.9	88.9	52.3
30～49人	47.8	92.4	49.2
10～29人	37.2	91.3	60.5

2021年度 労働安全衛生調査(事業所)結果